

水道庁舎における自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

1 貸付場所及び面積

別添1「自動販売機設置の貸付箇所一覧」のとおり

2 貸付期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで（更新なし）

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置事業者」という。）の遵守事項

(1) 大きさ

設置面積（回収ボックスを設置する場合は、回収ボックスの設置面積を含む。）は、貸付面積の範囲内とし、高さは2m以内とする。

(2) 環境対策

① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とする。

(3) 安全対策

① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。
また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③ 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、「自販機堅牢化技術基準」（日本自動販売システム機械工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(4) 使用済み容器の回収

① 回収ボックスの設置

原則として自動販売機1台に1個の割合で自動販売機脇に設置するものとし、缶、ペットボトルを分別回収できるものとする。

② 回収ボックスの規格

ア 素 材 プラスチック製又は金属製とする。

イ 容 積 回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収用容積とする。

ウ その他 使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ごみが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

③ 使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に処理する。

④ その他

回収ボックスの設置場所については、施設管理者と事前に協議すること。

使用済み容器の回収は、設置者の責任において適切な頻度で行い、臭気等で不衛生な状態とならないよう細心の注意を払うこと。施設管理者の指示があった場合は、速やかに回収を行うこと。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

② 設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

③ 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応する。

(6) 自動販売機の電源

自動販売機の電源は、貸付場所にあるコンセント（100V）を使用する。

(7) 災害対応

できる限り災害対応型の機種とし、大規模災害発生時に町が必要と判断した場合には、自動販売機内の在庫飲料を設置事業者の負担により無料で提供することとする。

4 販売商品の価格

標準販売価格（定価）以下とし、施設管理者と協議すること。

5 貸付料

自動販売機の売上金額に落札料率の割合を乗じた金額とし、町が発行する納入通知書により、指定期日までに納入すること。

貸付区分が建物である箇所については、落札料率により算出した金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。

貸付期間中に消費税率の改正があった場合には、改正月以降における消費税及び地方消費税相当額は、改正後の税率により再計算した金額とし、変更契約を行うものとする。

6 電気料

自動販売機の運転に必要な電気料は設置者の負担とし、事業者負担で子メーターを設置し、子メーターの表示数値を事業者が施設管理者に毎月報告し、実際の施設全体の電気料金と使用電力量から自動販売機分の電気料金を算出する。四半期ごとに町が発行する納入通知書により、

指定期日までに納入すること。

7 売上手数料

徴収しない。

8 費用負担

自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して玉村町の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

玉村町の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

(1) 玉村町の責に帰することが明らかな場合を除き、玉村町はその責を負わない。

(2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。